

認定鳥獣捕獲等事業者の皆さまへ

認定鳥獣捕獲等事業者制度は、安全かつ効率的に組織的な捕獲を行う事業者を認定することにより、新たな捕獲事業の担い手を育成・確保するために導入されました。平成27年5月に同制度が開始されて以降、現在39都道府県で124事業者が認定を受けているところ（12/6現在）。

制度導入後、認定鳥獣捕獲等事業者は、都道府県の鳥獣生息状況や被害状況調査、鳥獣保護管理に係る各種計画策定補助及び指定管理鳥獣捕獲等事業等、地域の鳥獣保護管理の総合的な担い手として各方面で活躍している状況であり、今後も同制度の発展が望まれるところです。

このニューズレターは、認定鳥獣捕獲等事業者として知っておくべき基礎知識、捕獲事業に関する最新のトピックスや技術情報をお伝えするため、不定期に発行するものです。本誌を参考に研修などを実施し、認定鳥獣捕獲等事業者としての対応能力の向上に努めてください。

目次

- トピックス1～最近の鳥獣保護管理行政について～ 2
「鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針」、「鳥獣被害防止特措法の平成28年改正について」の内容について解説します。
- トピックス2～認定後の研修について(年5時間)～ 4
認定鳥獣捕獲等事業者の認定を受けた後の年5時間の研修について、その内容や、研修実施のヒントを紹介します。
- トピックス3～指定管理鳥獣捕獲等事業の実施状況～ 6
平成27年度から始まった指定管理鳥獣捕獲等事業の各都道府県での実施状況をまとめました。
- トピックス4～指定管理鳥獣捕獲等事業に対する支援～ 7
環境省の指定管理鳥獣捕獲等事業等に対する交付金事業を紹介します。
- トピックス5～認定鳥獣捕獲等事業者制度の検討について～ 7
平成27年度から始まった鳥獣捕獲等事業者の認定制度について、施行後3年を迎えるにあたり実施している調査と検討についてお知らせします。

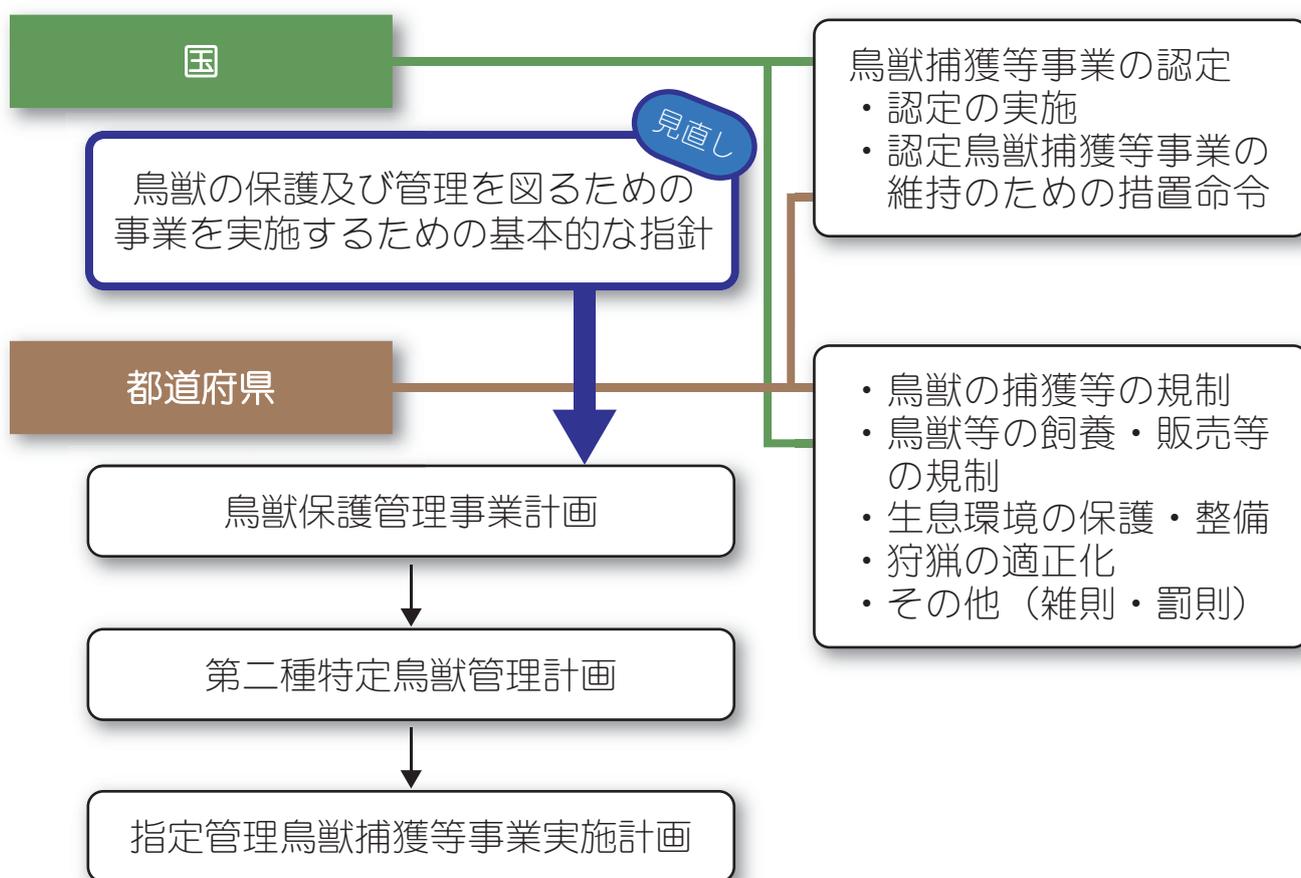
最近の鳥獣保護管理行政について

鳥獣保護管理に関して、最近改正された事項を紹介します。認定鳥獣捕獲等事業者の皆さまは、これら改正の内容を把握して、常に最新の知識を習得しておくことが求められます。

①『鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針』

国では、鳥獣保護管理法に基づいて、鳥獣保護管理を推進するため、主体（国・都道府県・市町村・事業者等）の役割を定め、それぞれに鳥獣の保護、そして管理をどのように進めるか、といったことを基本的な指針として定めています。

この基本的な指針が、平成28年9月に、5年に1回の見直しのタイミングを迎え、改正されました。



特に認定鳥獣捕獲等事業者の皆さまが押さえておくべきポイントは、以下のとおりです。詳細は、各種資料の原典を参照してください。

- 都道府県が策定する鳥獣保護管理事業計画が第11次→第12次に改定されます。
- 「基本的な考え方」に、「鳥獣の管理の強化に伴う懸念（鉛製銃弾による鳥類への影響、わなによる錯誤捕獲の増加、事故の発生等）への対応が必要」と明記されました。
※さらに、国及び都道府県は、鳥類の鉛の汚染の現状を科学的に把握するため、効果的なモニタリング体制を構築することになります。
※鉛製銃弾による影響が懸念され、かつ、効果が見込まれる場合には、指定猟法禁止区域制度の活用や非鉛製銃弾の使用を検討することになります。
- 国は、鳥獣捕獲情報等を収集する体制の整備を図り、都道府県はこれらの情報を収集・整理することにより、鳥獣保護管理事業の進捗把握・評価を行うことになります。

② 鳥獣被害防止特措法の平成28年改正について

鳥獣による農林水産業に係る被害を防止するための施策を効果的に推進するため、平成28年11月に鳥獣被害防止特措法が改正され、同12月に公布・施行されました。

以下は、認定鳥獣捕獲等事業者の皆さまが知っておくべき主な改正ポイントです。改正の全体像も確認しておきましょう。

特例規定の期限延長

● 銃刀法に基づく技能講習の免除期限の延長

鳥獣被害対策実施隊員以外の、被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事する者について、「銃刀法に基づく銃所持許可更新時等に必要な技能講習」の免除措置の期限が5年間延長されました。

※平成28年12月3日→平成33年12月3日



各種規定の新設・拡充

● 被害防止施策の効果的な推進に係る措置

被害防止計画を定める市町村内で指定管理鳥獣捕獲等事業が実施される場合、関係者は、相互に連携を図りながら協力するよう努めなければならないことが規定されました。

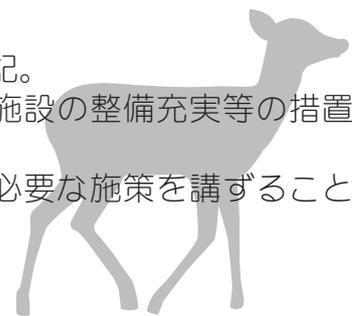
その他、主に以下の点について、法に明記されました。

- ・国等は、捕獲等の技術の高度化等のための技術開発を推進することを明記。
- ・国等は、被害防止施策に関し、顕著な功績が認められる者に対して表彰を行うよう努めることを規定。

● 捕獲した鳥獣の食品（ジビエ）としての利用等の推進

以下の点について、法に明記されました。

- ・目的規定に、捕獲した鳥獣の食品としての利用等を明記。
- ・国等は、食品としての利用等を促進するため、必要な施設の整備充実等の措置を講ずることを規定。
- ・国は、国・地方公共団体・民間の団体等の連携強化に必要な施策を講ずることを規定。



● 鳥獣被害対策実施隊の設置促進・体制強化

以下の点について、法に明記されました。

- ・市町村は、必要と認める場合、実施隊の設置に関する事項を被害防止計画に記載しなければならないことを規定。
- ・国等は、市町村の実施隊の設置や機能強化等に対して支援に努めることを規定。

認定後の研修について（年5時間）

認定鳥獣捕獲等事業者は、認定を受けた後に、毎年5時間の研修を事業者内で計画し、開催することが義務付けられています。ただ、認定申請前に捕獲従事者が受講する10時間の講習と異なり、この毎年5時間の研修は、事業者が作成した研修計画に沿って行う必要があります。

各事業者は、研修の趣旨を十分理解し、事業者の事業内容に応じた研修内容を企画してください。

認定後の研修の趣旨

認定鳥獣捕獲等事業者は、認定を受けた後も、鳥獣を安全かつ適正に捕獲するため、研修計画を作成し、従事者に対して適切に実施されるよう監督するとともに、随時改善を行う必要があります。

これらの実行においては、事業管理責任者が責任を負います。研修により、認定時に修了した安全管理講習及び技能知識講習で学んだ知識の定着を図るとともに、随時最新の情報を蓄積することになりますので、従事者は積極的に研修に参加する必要があります。

● 研修の概要

- ・全ての捕獲従事者が毎年5時間以上受講
- ・適正かつ効率的に鳥獣の捕獲等をするために必要な技能及び知識の維持向上に適正かつ十分な研修

※捕獲従事者を除く事業従事者についても、毎年5時間以上の研修を実施することが望ましい。

● 研修の内容

- ・鳥獣捕獲等事業の内容や組織の実態に応じた適切な事項
- ・安全管理講習・技能知識講習の内容のうち、反復して学ぶ必要がある事項
- ・最新の知識を得る必要がある事項 等

※改正された法令に関する知識等、最新の知識を随時習得すべき事項については、確実に研修事項の中に含めること。

● 研修の方法

- ・事業管理責任者又は外部の講師を招く等自ら実施
- ・他の団体が主催する講習会等を受講 等

● 研修の実施形態

（研修の内容に応じた様々な形態）

- ・座学
- ・実技練習及び現場研修 等



認定申請前の10時間の講習との違いとは？

事業者が認定を受けるために必要な10時間の講習は、環境省が作成したテキスト又は相当の教材に沿って、安全管理講習5時間以上＋技能知識講習5時間以上の合計10時間以上、従事者が受講することが求められています。

認定後の研修は、各事業者が定めた研修内容に従事者が毎年5時間以上受講することが求められています。

計画しましょう

- ・研修内容・・・受注する、あるいは受注しようとする事業内容において、技能知識・安全管理の何を習得すべきか抽出しましょう。
- ・実施時期・・・事業を実施する前に実施しましょう。
- ・講師選定・・・外部の講師を招く等、事業内容に応じ適切な講師を選定しましょう。環境省の人材登録事業を利用しましょう。

環境省の人材登録事業とは？

環境省の「鳥獣保護管理に係る人材登録事業」は、鳥獣保護管理に関する取組について専門的な知識や経験を有する技術者を登録して、要請に応じて、登録者の情報を紹介する仕組みです。

各事業者が実施する研修では、こうした専門的技術者を活用することで、より具体的なノウハウの取得や新しい知見の学習につながると期待されます。

技術者の区分	専門分野
鳥獣保護管理プランナー	鳥獣保護管理の計画づくり 研修では 事業の目的や成果等の解説
鳥獣保護管理捕獲コーディネーター	捕獲や被害防止対策 研修では 捕獲等に関する技能知識の 実地研修
鳥獣保護管理調査コーディネーター	鳥獣の生息状況等の調査 研修では 事業実施前の現地調査の目的 や方法等の解説

詳しくは、環境省ホームページをご覧ください。

http://www.env.go.jp/nature/choju/e_ort/e_ort1/e_ort1.html

実施しましょう

- ・資料準備・・・インターネットを利用して、最新の情報や資料を取得しましょう。これまでに受注した事業を振り返るのも有効です。
- ・研修形式・・・自社のスタッフが発表し、講師がその内容をチェックすると、自社スタッフは、より深く理解することができ、良い方法でしょう。

記録しましょう

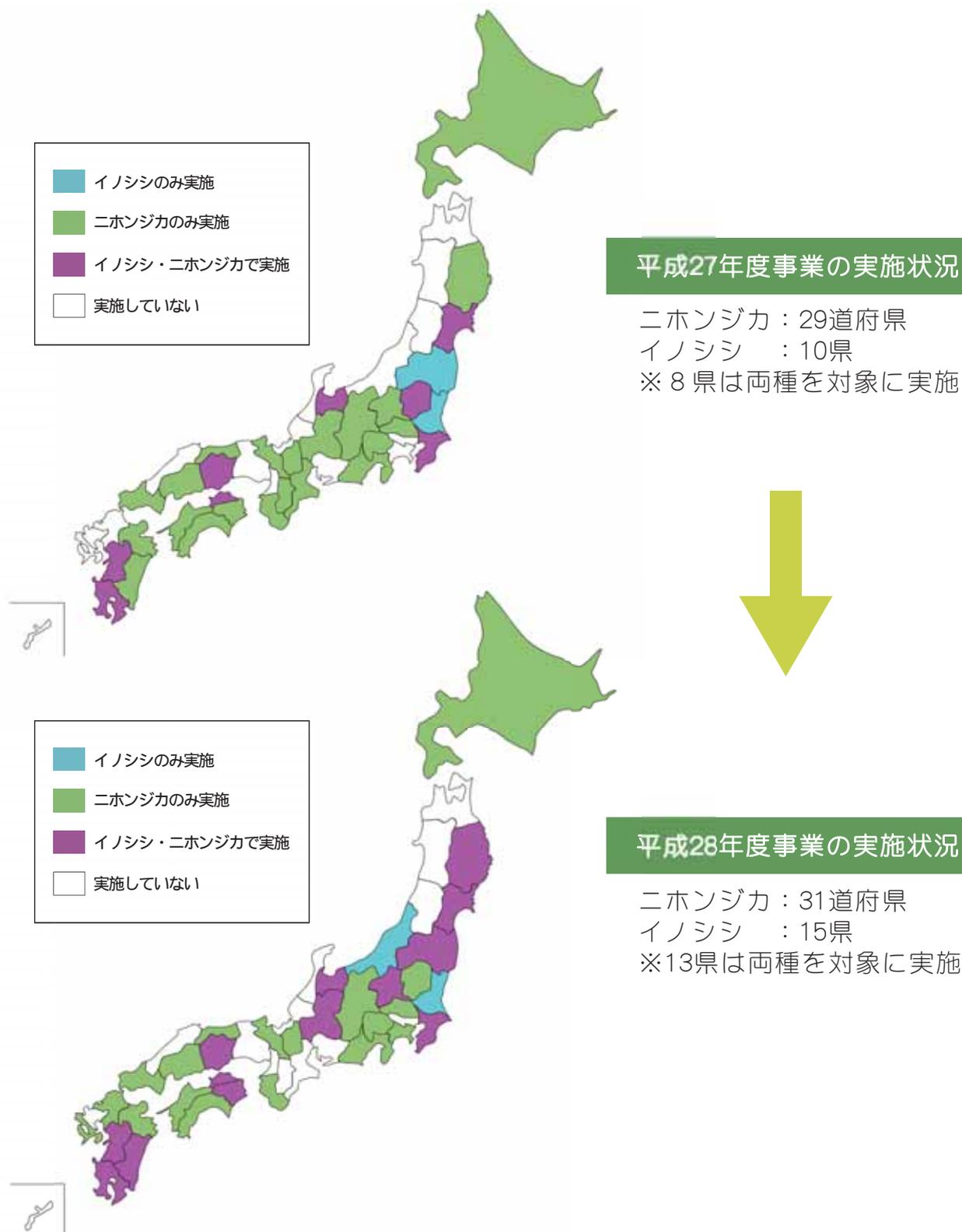
認定の有効期間の更新の際に、研修の実施状況の記録が必要となります。研修会を実施したら、必ず記録をとりましょう（記録内容：日時・講師・出席者・研修内容・研修風景等）。

指定管理鳥獣捕獲等事業の実施状況

指定管理鳥獣捕獲等事業での捕獲の取組は、平成27年度は31道府県で、平成28年度は33道府県で行われました。

事業が実施された道府県、指定管理鳥獣の種類ごとの事業実施道府県は、下図のとおりです。

特に、ニホンジカは、全国的に生息が確認されており、生息がほとんど確認されていない県や既存事業による捕獲が進んでいる県等を除き、ほとんどの道府県において指定管理鳥獣捕獲等事業での捕獲が実施されています。



指定管理鳥獣捕獲等事業に対する支援

環境省では、指定管理鳥獣（ニホンジカとイノシシ）を対象とした指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画に基づき都道府県が実施する捕獲等の取組を、交付金事業により支援しています。

平成29年度の事業メニューと内容

① 実施計画策定等事業

指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画策定のための調査、計画検討や、事業効果評価のための調査、評価に係る経費の補助

② 指定管理鳥獣捕獲等事業

指定管理鳥獣の捕獲及び処分等に係る経費の補助

③ 効果的捕獲促進事業

効果的な捕獲モデルの技術開発の実証等に係る経費の補助

④ 認定鳥獣捕獲等事業者等の育成

認定鳥獣捕獲等事業者等の育成のための講習会等に係る経費の補助

※認定鳥獣捕獲等事業者の皆さまは、都道府県が発注した事業を受注した場合、業務契約に基づく捕獲などの業務に関わることになります。

※環境省ホームページの「野生鳥獣の保護及び管理」にある「鳥獣の管理の強化：指定管理鳥獣捕獲等事業」には、交付金事業の詳細を掲載しています。

認定鳥獣捕獲等事業者制度の検討について

- ・鳥獣保護管理法施行規則の附則において、「この省令の施行後おおむね三年以内に新規規則第十三条の六から第十三条の八まで及び第十九条の二から第十九条の十三までの規定について所要の検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする」と規定しています。
- ・上記を踏まえ、平成30年5月に、施行後3年を迎えるにあたり、認定鳥獣捕獲等事業者の現状を把握し、本制度をより良いものにしていくための調査と検討を実施しています。
- ・認定鳥獣捕獲等事業者の皆さまにおかれましては、アンケート調査にご協力いただき誠にありがとうございました。
- ・検討結果につきましては、本ニュースレター及び環境省ホームページ等でのお知らせを予定しています。引き続きご協力のほどよろしくお願いいたします。

資料紹介 「イノシシの保護及び管理に関するレポート(平成28年度版)」

概要 環境省では、イノシシの保護及び管理に関する基本的な考え方や課題に関する最新情報を「イノシシの保護及び管理に関するレポート」として発行し、「特定鳥獣保護管理計画作成のためのガイドライン」の補足説明資料を公表しています。平成28年度版の本レポートでは、特に、「農業被害を軽減させるための捕獲」について、焦点を当てています。

入手方法 「イノシシの保護及び管理に関するレポート(平成28年度版)」で検索してPDFファイルをダウンロードしてください。

イベント情報 連続講座「野生動物を知る」(岐阜大学野生動物管理学研究センター)

岐阜大学野生動物管理学研究センター主催の「野生動物を知る」は、全8回の連続講座で、各回様々な野生動物をテーマに、その生態や被害対策などについて学ぶことができます。次回は、平成30年1月20日開催予定で、第7回のテーマは「カラス」です。

【お申し込み・お問い合わせ】

岐阜大学応用生物科学部附属野生動物管理学研究センター
寄附研究部門「鳥獣管理の教育と普及」

TEL・FAX：058-293-3416 URL：https://www1.gifu-u.ac.jp/~rcwm/

認定鳥獣捕獲等事業者ポータルサイトを利用ください！

認定鳥獣

検索

環境省ホームページの「野生鳥獣の保護及び管理」のサイトには、認定鳥獣捕獲等事業者が知っておくべき情報を多数掲載しています。その他、都道府県のホームページでは、特定鳥獣管理計画や事業の発注情報等が掲載されています。

認定鳥獣捕獲等事業者の皆さまは必ずチェックしましょう！

- **野生鳥獣の保護及び管理** <http://www.env.go.jp/nature/choju/>
- **認定鳥獣捕獲等事業者制度** <http://www.env.go.jp/nature/choju/capture/capture5.html>

認定鳥獣捕獲等事業者の認定状況

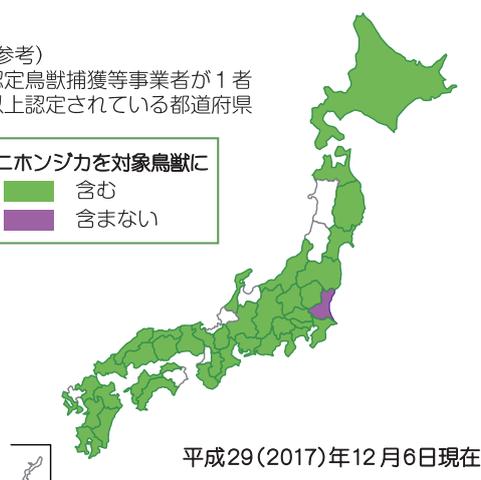
認定鳥獣捕獲等事業者のいる都道府県

北海道(17)、青森県(1)、岩手県(1)、宮城県(3)、福島県(3)、茨城県(1)、栃木県(1)、群馬県(2)、埼玉県(1)、千葉県(3)、東京都(4)、神奈川県(6)、新潟県(3)、石川県(1)、山梨県(3)、長野県(8)、岐阜県(3)、静岡県(5)、愛知県(5)、三重県(1)、滋賀県(2)、京都府(3)、兵庫県(9)、奈良県(3)、和歌山県(1)、鳥取県(1)、島根県(3)、岡山県(5)、広島県(1)、山口県(3)、香川県(3)、愛媛県(2)、高知県(2)、福岡県(3)、長崎県(2)、熊本県(4)、大分県(2)、宮崎県(1)、鹿児島県(2)

合計：39都道府県で124事業者 ()内は認定数

(参考)
認定鳥獣捕獲等事業者が1者以上認定されている都道府県

ニホンジカを対象鳥獣に
■ 含む
■ 含まない



認定鳥獣捕獲等事業者制度に関するお問い合わせ先 各都道府県担当部署

編集・発行 環境省自然環境局野生生物課鳥獣保護管理室
住所：〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2
電話：03-3581-3351 (代表)

